

静岡県告示第8号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年1月10日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士宮富士公園線	富士宮市大宮町994番の1地先から	前	10.5~10.8	41.3
		富士宮市大宮町1349番の30まで	後	14.1~14.5	41.3

=====

静岡県告示第9号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年1月10日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	362号	榛原郡川根本町元藤川字歌坂170番の3から	前	㉠ 11.3~74.1	1694.0
		榛原郡川根本町崎平字ヨコヤマ583番の29まで		㉢ 5.9~50.9	3387.0
		榛原郡川根本町東藤川字清水4570番の5から 榛原郡川根本町青部字沢間原22番の4まで		㉣ 8.7~58.1	267.7

		榛原郡川根本町元藤川字歌坂 170 番の 3 から 榛原郡川根本町崎平字ヨコヤ マ 583 番の 29 まで	後	㊶ 11.3～74.1	1694.0
--	--	---	---	----------------	--------

備考 ㊶、㊷及び㊸は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

=====

静岡県告示第10号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年1月10日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川川根線	掛川市上西郷字中ノ谷6811番の10から	前	20.0～42.2	23.4
		掛川市上西郷字高地平7687番の406まで	後	20.0～42.8	23.4